

## 第2節 クリーンエネルギーランドの実現

### 第1項 エコエネルギー導入の推進

地球温暖化防止のためには、温室効果ガスの排出の少ないエコエネルギーの導入に積極的に取り組むことが不可欠となっている。

地域分散型のエコエネルギーは、地球環境への負荷も少なく、人と自然が共生し、環境と調和した社会を構築する上で、大きな役割を果たしており、その導入を促進することは、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献するとともに、環境に優しいエコエネルギー導入を利用した地域振興、産業振興等にも寄与することから、県、市町村、事業者及び県民の責務やエコエネルギー導入に関する施策の基本方針等を規定した「**大分県エコエネルギー導入促進条例**」が平成15年4月から施行された。

これまで、小中学校に太陽光発電システムを設置する市町村に対する補助や、NPO法人との協

働により県民共同太陽光発電所としての県有施設への設置などに対して支援を行うとともに、県有施設への太陽光発電設備やソーラー照明灯の設置をすすめている。

県内のエコエネルギー導入状況については資料編 表 エコエネルギーのとおり。

### 第2項 エコエネルギーの普及啓発

エコエネルギーの有用性を普及啓発するため、県民や事業者に対して、国などの各種助成制度の情報提供を行うとともに、エコエネルギー導入に取り組む民間事業者等への支援を行った。また、エコエネルギーの導入を推進するNPO等との連携を通じ、エコエネルギーの普及啓発を図った。さらに、地熱エネルギーに関する子ども達への理解を促進するため、小学生を対象とした地熱発電所の見学会を実施した。

## 第3節 二酸化炭素の吸収源対策の推進

### 1 二酸化炭素の吸収源対策の推進

温室効果ガスの排出削減目標6%のうち3.8% (1,300万炭素トン) を森林による二酸化炭素の吸収によって確保することとしている。そのため、平成14年に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策(平成15年～平成24年度)」を策定し、健全な森林の整備・保全などの取組を推進している。

特に、平成19年からは、これまで毎年実施してきた間伐等森林整備35万ヘクタールに20万ヘクタール追加し、第一約束期間の終期である平成24年度までの6カ年で330万ヘクタールの間伐等を集中的に実施することとしている。

本県においても、平成19年8月に「大分県森林吸収源確保のための森林整備計画」を策定し

平成24年度までに8万4千ヘクタールの間伐等の森林整備に取り組んでいる。

「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」の概要

- (1) 適切な間伐の実施等による健全な森林の整備
- (2) 保安林の計画的な指定や伐採・転用規制等による保安林等の適切な管理・保全
- (3) 木材利用のPRや木材産業の構造改革等による木材・木質バイオマス利用の推進
- (4) 普及啓発活動や森林ボランティア活動への支援等による国民参加の森林づくり等の推進
- (5) 森林吸収量算定に向けての収集システムの整備等による吸収量の報告・検証体制の強化

表3a 森林吸収源確保のための森林整備計画

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
除間伐	6,594	9,168	10,700	10,700	10,700	10,700	10,545	69,107
人工造林等	2,871	3,504	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	23,875
計画 (FM林対象)	9,465 (8,556)	12,672 (11,439)	14,200 (12,828)	14,200 (12,828)	14,200 (12,828)	14,200 (12,828)	14,045 (12,696)	92,982 (84,000)
実績 (FM林対象)	9,465 (8,556)	12,786 (11,445)	14,233 (12,674)					

表3b 健全な森林の整備

(単位：ha)

年次	人工造林						除間伐	合計
	再造林			複層林	拡大造林	計		
	再造林	被害地造林	小計					
14	224	291	515	23	503	1,041	12,057	13,098
15	356	191	546	7	481	1,034	10,809	11,843
16	369	46	415	31	390	837	9,054	9,891
17	239	147	385	27	322	734	6,009	6,743
18	200	295	495	1	402	898	7,375	8,273
19	165	274	439	4	217	660	9,045	9,705
20	393	244	637	4	330	971	10,353	11,324

## 第4節 オゾン層保護等の対策の推進

### 第1項 フロン等オゾン層破壊物質の排出抑制対策

オゾン層の保護を図るため、国際的な取組みとして、昭和60年(1985年)に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が採択された。昭和62年(1987年)にはオゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択された。その後の4次にわたるモントリオール議定書の改正により、規制対象物質の追加や、既存規制物質の規制スケジュールの前倒しなど、段階的に規制が強化されている。

我が国においても、昭和63年にウィーン条約及びモントリオール議定書を締結するとともに、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(以下「オゾン層保護法」という。)を制定することにより、オゾン層破壊物質の生産等の規制が行われてきた。

平成14年には「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の法律(フロン回収破壊法)」が施行され、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)と使用済自動車のエアコン(第二種特定製品)のフロン回収が義務づけられるとともに、フロン類回収業者等について、知事の登録が義務付けられた。

その後、平成17年1月1日に本格施行された「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」により、第二種特定製品に関する回収等については、フロン回収破壊法から削除され、自動車リサイクル法へと移行した。

また、平成18年6月にフロン回収破壊法が改正され、回収義務の拡大や行程管理制度(フロン類の引き渡し等を書面で管理する制度)が導入され、平成19年10月1日に施行された。

### 第2項 フロン等オゾン層破壊物質の回収対策

#### (1) 本県の状況

本県では、平成6年度に環境庁の委託を受け、「オゾン層保護対策地域実践モデル事業」を実施し、フロンの回収・再利用等の実態及び課題の調査を行うとともに、国・県・市町村や家庭用電気製品、自動車、空調設備等の関係68団体から構成する「フロン回収推進協議会」を設置し、フロン回収を促進するため必要な検討や普及啓発を行ってきた。

平成7年度及び8年度は、フロン回収装置を整備する場合の補助制度を設け、県下の全ての市町村で廃家電からのフロン回収が可能となった。

平成9年度には、「回収フロンに係る破壊処理実施要領」を作成するとともに、回収されたフロンを破壊処理するシステムを、フロン回収推進協議会が中心となって確立し、フロンの回収・破壊を推進してきている。また、平成13年から施行された「大分県生活環境の保全に関する条例」にオゾン層破壊物質の回収について努力義務を定め、フロン類に対する適正処理を推進している。

#### (2) フロン回収破壊法による回収対策

フロン回収破壊法による回収業者等の知事登録件数は、平成20年度末には、第一種特定製品からフロン類を回収する業者(第一種フロン類回収業者)が359件、また自動車リサイクル法移行後の第二種特定製品からフロン類を回収する業者が391件となっており、各特定製品から回収を実施している。